

たん吸引等の従事者認定（3号 特定の者対象）フローチャート

＜事業所が登録済の場合＞

※不特定の者対象(1号、2号)とは書類の届出先が異なります！  
3号の書類提出先は、障害福祉課です。

看護師資格を持っていますか？



YES

NO

★Point  
看護師資格があれば研修は不要。代わりに、従事者名簿に記載の上、看護師免許証のコピーを県あてに提出すること。

登録研修機関にて基本研修を受けます。



現場演習の後、指導看護師のもと**特定の利用者に対して**実地研修を行います。



登録研修機関にて修了証を受け取ります。



県障害福祉課あてに認定特定行為業務従事者認定証の申請を行います。



認定特定行為業務従事者認定証を県が交付します

認定特定行為業務従事者として所属事業所に登録されます。



(医師の指示+看護職員との連携+利用者の同意があって)利用者に対して喀痰吸引等を実施できます！



県障害福祉課あてに事業者変更登録届出書及び介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿を必ず提出すること！(提出漏れが非常に多いです)